

社会福祉法人三好市社会福祉協議会は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるための「次世代育成支援対策推進法」の趣旨に基づき、次のとおり「一般事業主行動計画」を策定しました。

社会福祉法人三好市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月15日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

目 標：期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇の取得率を
60%以上にする。